

第 8 8 号 議 案

新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条
例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年新宿区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される新宿区議会議員及び新宿区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された新宿区議会議員及び新宿区長の選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に合わせ、新宿区議会議員及び新宿区長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の上限額を改定する必要があるため